

○財務省告示第百号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十一年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前					
輸出統計品目表				輸出統計品目表					
[略]				[同左]					
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位			
		I	II			I	II		
[略]				[同左]					
20.01	[略]			20.01	[同左]				
20.07									
20.08				果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）				20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）
2008.11				[略]				2008.11	[同左]
2008.80				－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）				2008.80	－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）
2008.91				[略]				2008.91	[同左]
2008.97				[略]				2008.97	[同左]
2008.99				－－その他のもの				2008.99	－－その他のもの
010				－－－梅				010	－－－梅
020				－－－焼きのり及び味つけのり				090	－－－その他のもの
090				－－－その他のもの					
20.09				[略]				20.09	[同左]
[略]				[同左]					
21.01	[略]			21.01	[同左]				
21.05									
21.06				調製食料品（他の項に該当するものを除く。）				21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）

2106.10	[略]			2106.10	[同左]		
2106.90	－その他のもの			2106.90	－その他のもの		
200	－豆腐		KG	100	－焼きのり及び味つけのり		KG
900	－その他のもの		KG	200	－豆腐		KG
				900	－その他のもの		KG
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
04.01	[略]			04.01	[同左]		
04.03				04.03			
04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		
0404.10	－ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			0404.10	－ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	－滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの				－滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	－脂肪分が全重量の5%以下のもの				－脂肪分が全重量の5%以下のもの		
	－独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの				－独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
111	－砂糖を加えたもの		KG	111	－砂糖を加えたもの		KG
119	－その他のもの		KG	119	－その他のもの		KG
	－その他のもの				－その他のもの		
	－無機質を濃縮したホエイ				－無機質を濃縮したホエイ		
	－関税割当制度による数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内の				－関税割当制度による数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内の		

もの		
121	-----砂糖を加えたもの	KG
122	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
125	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	
126	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG
127	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG
128	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----砂糖を加えたもの	
131	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、関税割当制度による数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
	-----その他のもの	
135	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	
136	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG
137	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG
138	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG
	-----その他のもの	
141	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの	

もの		
121	-----砂糖を加えたもの	KG
122	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
125	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	
126	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG
127	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG
128	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----砂糖を加えたもの	
131	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、関税割当制度による数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
	-----その他のもの	
135	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	
136	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG
137	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG
138	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG
	-----その他のもの	
141	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの	

	で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
142	-----乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、 <u>関税割当制度による数量（以下この号及び第0404.90号において「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの</u>	KG
	-----その他のもの	
145	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	
146	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG
147	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG
148	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG
	----その他のもの	
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
151	-----砂糖を加えたもの	KG
159	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----無機質を濃縮したホエイ	
	-----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの	
161	-----砂糖を加えたもの	KG
162	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
165	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	

	で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
142	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、 <u>関税割当制度による数量（以下この号及び第0404.90号において「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの</u>	KG
	-----その他のもの	
145	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	
146	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG
147	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG
148	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG
	----その他のもの	
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
151	-----砂糖を加えたもの	KG
159	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----無機質を濃縮したホエイ	
	-----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの	
161	-----砂糖を加えたもの	KG
162	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
165	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
	-----その他のもの	

166	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2 5%未満のもの	KG
167	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2 5%以上45%未満のもの	KG
168	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の4 5%以上のもの -----その他のもの -----砂糖を加えたもの	KG
171	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG
175	-----関税暫定措置法第9条第2項の規定により経済連携協 定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの -----その他のもの	KG
176	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	KG
177	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上45%未満のもの	KG
178	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの -----その他のもの	KG
181	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
182	-----乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するも ので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に 係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG
185	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の 規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を 受けて輸入するもの -----その他のもの	KG
186	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の	

166	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2 5%未満のもの	KG
167	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2 5%以上45%未満のもの	KG
168	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の4 5%以上のもの -----その他のもの -----砂糖を加えたもの	KG
171	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG
175	-----関税暫定措置法第9条第2項の規定により経済連携協 定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの -----その他のもの	KG
176	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	KG
177	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上45%未満のもの	KG
178	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの -----その他のもの	KG
181	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
182	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用 調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG
185	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の 規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を 受けて輸入するもの -----その他のもの	KG
186	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の	

	25%未満のもの	KG
187	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の	
	25%以上45%未満のもの	KG
188	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の	
	45%以上のもの	KG
200	--その他のもの	KG
0404.90	-その他のもの	
	--滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	
	---脂肪分が全重量の1.5%以下のもの	
	----砂糖を加えたもの	
111	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
112	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
116	----- <u>乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</u>	KG
117	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
118	-----その他のもの	KG
	---脂肪分が全重量の1.5%を超え30%以下のもの	
	----砂糖を加えたもの	
121	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
122	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
126	----- <u>乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</u>	KG
127	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
128	-----その他のもの	KG
	---脂肪分が全重量の30%を超えるもの	
	----砂糖を加えたもの	
131	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG

	25%未満のもの	KG
187	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の	
	25%以上45%未満のもの	KG
188	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の	
	45%以上のもの	KG
200	--その他のもの	KG
0404.90	-その他のもの	
	--滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	
	---脂肪分が全重量の1.5%以下のもの	
	----砂糖を加えたもの	
111	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
112	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
116	----- <u>乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</u>	KG
117	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
118	-----その他のもの	KG
	---脂肪分が全重量の1.5%を超え30%以下のもの	
	----砂糖を加えたもの	
121	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
122	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
126	----- <u>乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</u>	KG
127	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
128	-----その他のもの	KG
	---脂肪分が全重量の30%を超えるもの	
	----砂糖を加えたもの	
131	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG

	132	-----その他のもの	KG		132	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの				-----その他のもの	
	136	-----乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG		136	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	137	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		137	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	138	-----その他のもの	KG		138	-----その他のもの	KG
	200	--その他のもの	KG		200	--その他のもの	KG
04.05		[略]		04.05		[同左]	
04.10		[略]		04.10		[同左]	
		[略]				[同左]	
20.01		[略]		20.01		[同左]	
20.04		[略]		20.04		[同左]	
20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）		20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	
2005.10		[略]		2005.10		[同左]	
2005.20		[略]		2005.20		[同左]	
2005.40		－えんどう（ピスマ・サティヴム）		2005.40		－えんどう（ピスマ・サティヴム）	
		－砂糖を加えたもの				－砂糖を加えたもの	
110		---さや付きのもの	KG	110		---さや付きのもの	KG
		---その他のもの				---その他のもの	
191		-----しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの	KG	191		-----しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG
199		-----その他のもの	KG	199		-----その他のもの	KG
		--その他のもの				--その他のもの	
		---気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）				---気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	
211		-----さや付きのもの	KG	211		-----さや付きのもの	KG
212		-----その他のもの	KG	212		-----その他のもの	KG
		---その他のもの				---その他のもの	



	221	-----さや付きのもの	
	222	-----その他のもの	
		—ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
2005.51		—さやを除いた豆	
		— 砂糖を加えたもの	
	110	-----気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	
		-----その他のもの	
	191	----- <u>しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの</u>	
		<u>の</u>	
	199	-----その他のもの	
	200	----その他のもの	
2005.59			
}		[略]	
2005.99			
20.06		[略]	
20.07		[略]	
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
		[略]	
2008.11			
}		[略]	
2008.80		—その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）	
2008.91			
}		[略]	
2008.97			
2008.99		—その他のもの	
	100	----梅	
		----その他のもの	

	221	-----さや付きのもの	KG
	222	-----その他のもの	KG
		—ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
2005.51		—さやを除いた豆	
		— 砂糖を加えたもの	
	110	-----気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	KG
		-----その他のもの	
	191	----- <u>しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの</u>	KG
	199	-----その他のもの	KG
	200	----その他のもの	KG
2005.59			
}		[同左]	
2005.99			
20.06		[同左]	
20.07		[同左]	
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
		[同左]	
2008.11			
}		[同左]	
2008.80		—その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）	
2008.91			
}		[同左]	
2008.97			
2008.99		—その他のもの	
	100	----梅	KG
		----その他のもの	

	-----砂糖を加えたもの	
	-----パルプ状のもの	
211	-----バナナ及びアボカド	KG
215	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
212	-----ベリー及びブルー	KG
	-----バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
213	-----気密容器入りのもの	KG
214	-----その他のもの	KG
	-----第1212.21号の物品のもの	
217	-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	KG
218	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
216	-----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ	
	及びごれんし	KG
219	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----パルプ状のもの	
	-----バナナ、アボカド及びブルー	
221	-----バナナ及びアボカド	KG
222	-----ブルー	KG
	-----その他のもの	
226	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG
234	-----カムカム	KG
227	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
223	-----ブルー	KG
	-----バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
224	-----気密容器入りのもの	KG
225	-----その他のもの	KG
228	-----さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	KG
	）	

	-----砂糖を加えたもの	
	-----パルプ状のもの	
211	-----バナナ及びアボカド	KG
215	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
212	-----ベリー及びブルー	KG
	-----バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
213	-----気密容器入りのもの	KG
214	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
216	-----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ	
	及びごれんし	KG
219	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----パルプ状のもの	
	-----バナナ、アボカド及びブルー	
221	-----バナナ及びアボカド	KG
222	-----ブルー	KG
	-----その他のもの	
226	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	KG
234	-----カムカム	KG
227	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
223	-----ブルー	KG
	-----バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
224	-----気密容器入りのもの	KG
225	-----その他のもの	KG
228	-----さといも（コロカシア属のもの）（冷凍したものに限る。）	KG
	）	

	-----第1212. 21号の物品のもの				-----その他のもの		
233	-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	KG		231	-----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ		
235	-----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）	TH KG			及びごれんし	KG	
239	-----その他のもの	KG		236	-----カムカム	KG	
	-----その他のもの			232	-----爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	KG	
231	-----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ	KG		251	-----かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	KG	
	及びごれんし						
236	-----カムカム	KG		259	-----その他のもの	KG	
232	-----爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	KG					
251	-----かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	KG					
	）						
259	-----その他のもの	KG					
20.09	[略]			20.09	[同左]		
	[略]				[同左]		
21.01	[略]			21.01	[同左]		
21.05				21.05			
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10	[略]			2106.10	[同左]		
2106.90	－その他のもの			2106.90	－その他のもの		
	――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品				――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品		
	――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの				――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
	――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの				――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
111	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG		111	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG	
112	-----その他のもの	KG		112	-----その他のもの	KG	
119	-----その他のもの	KG		119	-----その他のもの	KG	

	----	その他のもの	
	-----	調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）	
	-----	関税割当制度による数量以内のもの	
121	-----	ニュージーランドを原産地とするもの	KG
122	-----	その他のもの	KG
123	-----	その他のもの	KG
	-----	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
124	-----	アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
125	-----	その他のもの	KG
129	-----	その他のもの	KG
	--	その他のもの	
	---	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食品	
	----	米の含有量が全重量の30%を超えるもの	
517	-----	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
518	-----	その他のもの	KG
	-----	その他のもの	
	-----	小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	
214	-----	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG

	----	その他のもの	
	-----	調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）	
	-----	関税割当制度による数量以内のもの	
121	-----	ニュージーランドを原産地とするもの	KG
122	-----	その他のもの	KG
123	-----	その他のもの	KG
	-----	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
124	-----	アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
125	-----	その他のもの	KG
129	-----	その他のもの	KG
	--	その他のもの	
	---	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食品	
	----	米の含有量が全重量の30%を超えるもの	
517	-----	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
518	-----	その他のもの	KG
	-----	その他のもの	
	-----	小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	
214	-----	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG

215	-----その他のもの -----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	KG
216	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
219	-----その他のもの ----その他のもの ----糖水（着色料又は香料を加えたものに限る。）	KG
221	-----分蜜糖のもの	KG
229	-----その他のもの	KG
230	-----チューインガム	KG
240	-----こんにやく ----飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）	KG
246	-----果汁をもととした調製品（アルコール分が1%未満のものに限る。）	KG
247	-----その他のもの ----その他のもの -----砂糖を加えたもの -----おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	KG
252	-----しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの -----その他のもの	KG
253	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
259	-----その他のもの -----ビタミンをもととした栄養補助食品 -----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG
262	-----その他のもの	KG

215	-----その他のもの -----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの	KG
216	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
219	-----その他のもの ----その他のもの ----糖水（着色料又は香料を加えたものに限る。）	KG
221	-----分蜜糖のもの	KG
229	-----その他のもの	KG
230	-----チューインガム	KG
240	-----こんにやく ----飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）	KG
246	-----果汁をもととした調製品（アルコール分が1%未満のものに限る。）	KG
247	-----その他のもの ----その他のもの -----砂糖を加えたもの -----おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	KG
252	-----しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの -----その他のもの	KG
253	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
259	-----その他のもの -----ビタミンをもととした栄養補助食品 -----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG
262	-----その他のもの	KG

269	-----その他のもの -----その他のもの <u>-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの</u> -----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
271	<u>-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの</u>	KG
272	<u>-----その他のもの</u>	KG
279	<u>-----その他のもの</u>  -----その他のもの	KG
281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	KG
282	-----しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）  -----その他のもの	KG
284	<u>-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの</u>  -----その他のもの	KG
510	-----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG
590	-----その他のもの -----その他のもの	KG
291	-----調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。）	KG

269	-----その他のもの -----その他のもの <u>-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの</u> -----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
271	<u>-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの</u>	KG
272	<u>-----その他のもの</u>	KG
273	<u>-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの</u>	KG
279	<u>-----その他のもの</u>  -----その他のもの	KG
281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	KG
282	-----しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）  -----その他のもの	KG
283	<u>-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）</u>	KG
284	<u>-----その他のもの</u>  -----その他のもの	KG
510	-----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG
590	-----その他のもの -----その他のもの	KG
291	-----調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。）	KG

	-----アルコールを含有しない飲料のもと				-----アルコールを含有しない飲料のもと		
292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG		292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG	
293	-----その他のもの	KG		293	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
294	-----第04.10項の物品のもの	KG		294	-----第04.10項の物品のもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
	-----ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの				-----ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		
295	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG		295	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG	
296	-----植物性たんぱくを加水分解したもの	KG		296	-----植物性たんぱくを加水分解したもの	KG	
	-----その他のもの				-----その他のもの		
301	-----たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）	KG		301	-----たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）	KG	
299	-----その他のもの	KG			-----その他のもの		
					-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第1212.21号の物品のもの		
				297	-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	KG	
				401	-----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの（調味したものを除く。）	TH KG	
				298	-----その他のもの	KG	
				299	-----その他のもの	KG	
[略]			[同左]				
29.01	[略]			29.01	[同左]		
29.19	[略]			29.19	[同左]		
29.20	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.20	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	[略]				[同左]		

2920.11			2920.11		
}	[略]		}	[同左]	
2920.30			2920.30		
2920.90	—その他のもの		2920.90	—その他のもの	
	<u>—炭酸エステル及びその誘導体</u>		<u>010</u>	<u>—炭酸エステル及びその誘導体</u>	KG
<u>011</u>	<u>—炭酸ビニレン、炭酸フルオロエチレン、炭酸エチルメチル、炭酸</u>	KG			
	<u>プロピレン及び炭酸ジエチル</u>				
<u>019</u>	<u>—その他のもの</u>	KG			
090	—その他のもの	KG	090	—その他のもの	KG
	[略]			[同左]	
29.21			29.21		
}	[略]		}	[同左]	
29.31			29.31		
29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）		29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
	[略]			[同左]	
2932.11			2932.11		
}	[略]		}	[同左]	
2932.19			2932.19		
<u>2932.20</u>	<u>—ラクトン</u>		<u>2932.20</u>	<u>—ラクトン</u>	
<u>010</u>	<u>—クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン</u>	KG	<u>010</u>	<u>—クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン</u>	KG
<u>020</u>	<u>—サントニン</u>	KG	<u>020</u>	<u>—サントニン</u>	KG
<u>030</u>	<u>—クリスタルバイオレットラクトン</u>	KG	<u>090</u>	<u>—その他のもの</u>	KG
<u>090</u>	<u>—その他のもの</u>	KG			
	[略]			[同左]	
2932.91			2932.91		
}	[略]		}	[同左]	
2932.99			2932.99		
29.33			29.33		
}	[略]		}	[同左]	
29.42			29.42		
[略]			[同左]		
	[略]			[同左]	



39.01	エチレンの重合体（一次製品に限る。）
3901.10	－比重が0.94未満のポリエチレン
	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
	－直鎖状低密度ポリエチレン
021	－バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下この項において「バイオポリエチレン」という。）
029	－その他のもの
	－その他のもの
061	－バイオポリエチレン
069	－その他のもの
	－その他のもの
091	－バイオポリエチレン
099	－その他のもの
3901.20	－比重が0.94以上のポリエチレン
	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
011	－バイオポリエチレン
019	－その他のもの
	－その他のもの
091	－バイオポリエチレン
099	－その他のもの
3901.30	[略]
3901.40	－比重が0.94未満のエチレン－アルファーオレフィン共重合体
	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
011	－バイオポリエチレン
019	－その他のもの
	－その他のもの

39.01	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	
3901.10	－比重が0.94未満のポリエチレン	
	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	－直鎖状低密度ポリエチレン	KG
020	－その他のもの	KG
060	－その他のもの	KG
090	－その他のもの	KG
3901.20	－比重が0.94以上のポリエチレン	
010	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
090	－その他のもの	KG
3901.30	[同左]	
3901.40	－比重が0.94未満のエチレン－アルファーオレフィン共重合体	
010	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
090	－その他のもの	KG

	091	---バイオポリエチレン	KG				
	099	---その他のもの	KG				
3901.90		---その他のもの		3901.90		---その他のもの	
		---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		010		---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	011	---バイオポリエチレン	KG	090		---その他のもの	KG
	019	---その他のもの	KG				
		---その他のもの					
	091	---バイオポリエチレン	KG				
	099	---その他のもの	KG				
39.02				39.02			
}		[略]		}		[同左]	
39.06				39.06			
39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	
3907.10				3907.10			
}		[略]		}		[同左]	
3907.70		---その他のポリエステル		3907.70		---その他のポリエステル	
3907.91		[略]		3907.91		[同左]	
3907.99		---その他のもの		3907.99		---その他のもの	
		---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		010		---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	011	----ポリトリメチレンテレフタレート	KG				
	019	----その他のもの	KG				
	090	----その他のもの	KG	090		----その他のもの	KG
39.08				39.08			
}		[略]		}		[同左]	
39.26				39.26			
[略]				[同左]			